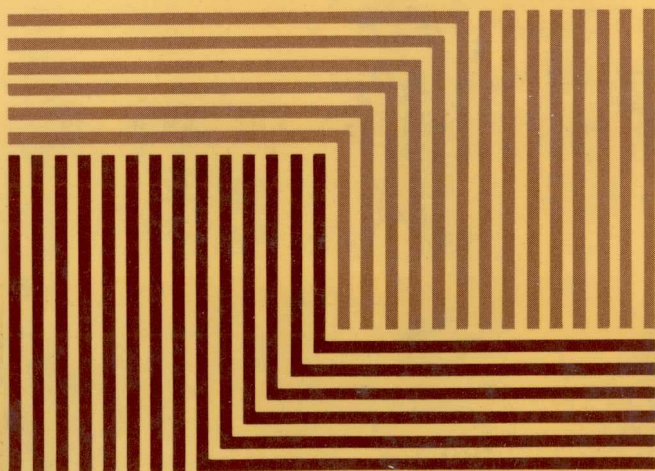


わかりやすい労働法

労働省 労政局 労働法規課編

〔改訂新版〕



財団法人 労働法令協会

わかりやすい労働法

労働省労政局労働法規課編

〔改訂新版〕

財団法人 労働法令協会

新訂 わかりやすい労働法

昭和52年 8 月 1 日 印刷

定価 900 円

昭和52年 8 月10日 発行

編 者 労働省労政局労働法規課

発行者 小 沢 守 雄

印刷所 日 本 製 版 株 式 会 社

発行所 財団法人 労働法令協会

店 売 所 東京都中央区銀座 1—18—2

〒104 電話03 (563) 5486~7振替東京0—50991

総合事務所 東京都中央区八丁堀 3—18—6

〒104 富士ビル 電話 03 (552) 4851 (代)

関 西 支 所 大阪市西区京町堀 1—10—19

〒550 電話06 (443) 4205~6

九 州 支 所 北九州市八幡西区紅梅1-7-28たまやビル

〒806 電話093 (631) 2958

名古屋出張所 名古屋市熱田区三本松町 1—1

〒456 電話052 (871) 2610

序

昭和四十三年に本書が刊行されて以来十年を経過したが、幸い、本書が労使関係者に広く利用され、労使関係に関するわが国の基本法である労働組合法及び労働関係調整法の理解にいさかなりとも寄与し得たことは、よろこびにたえない。

しかしながら、この間におけるわが国の労使関係の変化や法解釈の発展には注目すべきものがあり、本書についてもこのような成果をとり入れてその改訂を行ってきたのであるが、その後も重要な最高裁の判例が相ついで出されるに至っているので、今回の改訂においては、これら最高裁判例をできるだけ多く収録し、また、法解釈の発展等に伴う必要の補正を行うこととした。

本書が、はじめて労使関係の実務を担当することとなった方々や中小企業の労使等関係者に大いに活用されて、わが国における健全な労使関係の確立の一助となることを期待したい。

昭和五十二年六月

労働省労政局長

青木 勇之助

目次

序	一
---	---

第一章 労働組合	一五
----------	----

一 労働三権	一五
--------	----

1 憲法上の保障とその内容	一五
---------------	----

2 公共の福祉による制約	一六
--------------	----

3 労働組合法上の具体的規定	一七
----------------	----

二 労働組合の資格要件	一八
-------------	----

1 積極的要件（二条本文）	一九
---------------	----

(1) 労働者が主体となつて自主的に組織する団体であること	一九
-------------------------------	----

(2) 労働者の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体であること	二〇
---	----

(3) 団体又はその連合団体	二二
----------------	----

2	消極的要件（二条ただし書）	三
(1)	使用者の利益を代表する者の参加を許すものでないこと（ただし書一号）	三
(2)	使用者から団体運営のための経費の援助を受けていないこと（ただし書二号）	三
(3)	共済事業その他福利事業のみを目的とするもの、あるいは主として政治運動又は社会運動をするものでないこと（ただし書三号、四号）	三
三	労働組合に与えられる労組法上の保護など	六
四	合同労組	三
五	労働組合の資格審査	三
1	資格審査とは	三
2	資格審査を行なう機関	三
3	審査の対象となる事項	三
4	資格の決定	三
5	再審査の申立て手続き	三

六	労働組合と法人格	三六
七	労働組合と組合員との関係	三九
1	加入・脱退	三九
2	統 制	四〇
3	シヨップ制	四三
八	労働組合の解散	四四
九	解散と組合財産の帰属	四七
一〇	福利基金の流用	四八
一一	労働組合の訴訟当事者適格	四九
第二章	団 体 交 渉	五一
一	団体交渉とは何か	五一
二	団体交渉の当事者	五三
1	唯一交渉団体条項	五四

2	合同労組の団交申入れ	五
3	上部団体の団交申入れ	六
三	団体交渉の担当者	六
1	労組側の団交担当者	六
2	使用者側の団交担当者	六
四	団体交渉の対象事項	七
1	経営権に関する事項	七
2	使用者に処分権のない事項	七
3	労働協約に関する事項	七
4	組合が過大な要求をした場合	六
五	団体交渉の手続き及び方法	六
1	交渉の日時・場所	六
2	交渉参加の人数	七
3	使用者の団交応諾義務	七

第三章 労働協約……………三

一 労働協約の意義……………三

二 労働協約の成立……………三

1 労働協約の当事者……………三

(1) 労働組合……………三

(2) 使用者又は使用者の団体……………三

2 労働協約の形式……………六

三 労働協約の内容……………六

1 労働協約の規定事項……………六

2 規範的部分と債務的部分……………三

四 労働協約の効力……………三

1 規範的効力……………三

2 債務的効力……………六

3	労働協約違反に対する措置	六
(1)	強制履行（民法四一四条）	六
(2)	損害賠償の請求（民法四一五条）	六
(3)	同時履行の抗弁（民法五三三条）	六
(4)	解除（民法五四一条）	六
4	平和義務	六
五	労働協約の各種条項	七
1	団体交渉に関する条項	七
2	ショップ条項	七
3	組合員の範囲に関する条項	七
4	組合活動条項	七
5	人事条項	九
6	労働条件条項	一〇
7	苦情処理条項	一〇
8	労使協議条項	一〇
9	平和条項及び争議条項	一〇

10	その他の条項	106
六	労働協約の拡張適用	106
1	工場事業場単位の一般的拘束力	107
2	地域的一般的拘束力	109
七	労働協約の終了	111
1	有効期間の満了	111
(1)	有効期間の定めをする場合	111
(2)	有効期間の定めをしない場合	112
(3)	自動延長条項のある場合	113
(4)	自動更新条項のある場合	114
2	解 約	114
3	当事者の消滅、変更	115
(1)	労働組合について	115
(2)	使用者側について	116
八	労働協約の余後効	117

第四章 争議行為

二九

一 争議行為の意義

二九

1 争議行為に関する労働法上の諸規定

二九

2 労働法上の争議行為の意義

三〇

二 正当な争議行為に対する刑事上及び民事上の免責

三〇

1 刑事上の免責

三〇

2 民事上の免責

三一

三 争議行為等の正当性の限界

三一

1 目的の正当性

三二

(1) 使用者に処分権限のない事項に関する争議行為等

三三

(2) 経営参加又は経営干渉を目的とする争議行為等

三三

(3) 過大な要求を内容とする争議行為

三三

(4) その他

三三

2 手段・方法の正当性

三三

(1) 一般的な考え方

三三

各種の争議行為の正当性の限界	一六
(2) 法規違反の争議行為	一四
(3) 労働協約違反の争議行為	一七
労働者の争議行為等の責任	一四
1 刑事責任	一四
2 民事責任	一四
(1) 損害賠償	一五〇
(2) 懲戒	一五三
五 争議行為参加労働者の賃金請求権	一五
六 法律による争議行為の規制	一五
1 労働法三六条	一五
2 スト規制法	一五
3 船員法三〇条	一五
4 労働法三七条	一五
5 労働法三八条	一五
6 労働法二六条	一六

7	公務員等の争議行為の禁止	一六〇
七	使用者の争議行為	一六一
1	ロックアウトの法的根拠	一六一
2	ロックアウトの成立要件	一六三
3	ロックアウトの正当性の限界	一六四
4	ロックアウトの効果	一六五
第五章	不当労働行為	一六六
一	不当労働行為制度の趣旨	一六七
二	不当労働行為の態様	一六七
1	不当労働行為の主体としての使用者	一六八
(1)	不当労働行為の対象としての労働組合	一六九
(2)	不当労働行為の対象としての労働組合	一七〇
(3)	不当労働行為の対象としての労働組合	一七〇
(1)	正当な組合活動を理由とする不利益取扱	一七〇
(2)	黄犬契約	一七一
(3)	一定の場合におけるショップ協定の締結は不当労働行為にならない	一七二

一 争議調整の制度の趣旨	一六
第六章 争議調整	一六
三 不当労働行為の救済	一七
1 労働委員会の救済手続	一七
2 救済命令	一七
3 緊急命令	一七
2 団体交渉の拒否	一八
(1) 「使用者が雇用する労働者の代表者」	一八
(2) 団体交渉拒否の「正当な理由」	一八
(3) 団体交渉の「拒否」	一八
3 支配介入	一八
(1) 労働組合の結成・運営に対する支配介入	一八
(2) 労働組合に対する経費援助	一九
(3) 一定の行為は支配介入・経費援助にならない	一九
4 労働委員会の手続関与を理由とする不利益取扱い	一九

二	あっせん	122
三	調停	101
四	仲裁	106
五	緊急調整	107
第七章	労働委員会	111
一	労働委員会の性格	111
二	労働委員会の種類、構成及び運営	111
三	労働委員会の権限	115